

第6章 景観に配慮した公共施設等の整備

1. 公共施設（道路、河川、公園等）の景観整備の進め方
2. 公共建築物の景観整備の進め方
3. 「景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号ロ）」について



第6章 景観に配慮した公共施設等の整備

1. 公共施設(道路、河川、公園等)の景観整備の進め方

道路、河川、公園等の公共施設は、地域の景観形成の骨格や拠点を形成することが多く、地域の景観まちづくりを先導していく必要があります。アンケートにおいても、市の取組として、景観に配慮した公共施設をつくるのが、特に重要だという意見が多くありました。

そのため、道路、河川、公園等の公共施設の整備・改修に際しては、「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」(静岡県、平成30年発行)を参考にしつつ、周辺の景観に配慮します。

また、公共施設を中心とした地域の景観を美しく維持していくとともに、住民の地域への愛着や誇りを育むため、住民や民間事業者との協働による清掃や緑化などの取組を進めます。

※公共建築や鉄道駅などの公共的な建造物で、景観形成上重要なものは、地域景観資源又は景観重要建造物*として指定し、保全・活用を図ります。

1) 道路

「防災機能の強化」や「安全、安心な歩行環境の形成」と共に、「魅力ある景観の保全、創出」のため、道路の無電柱化を推進します。

幹線道路の既存の樹木の維持管理に努めると共に、新たに整備される都市計画道路などにおいては、場所の特性や地域の意向などを踏まえ、歩道幅員とのバランスを考慮し、地域を特徴づける植栽を推進します。

豊かな歴史的資源を有する沿岸部(しずまえ)、三保半島地区、「東海道歴史街道二峠六宿」などでは、「第2次静岡市のみちづくり」に基づき、景観形成を積極的に推進していきます。

2) 河川

市街地内の河川では、石積みや植栽を施した護岸への改修、水際の歩行空間の設置、川沿いの緑化など、水と緑の豊かな空間の創出に努めます。

郊外の自然が残る河川では、河川周辺の森林の保全、自然環境を活かした護岸の整備などにより、生物多様性の確保と美しい自然景観の保全に努めます。

3) 公園・緑地

公園・緑地については、「みどりの基本計画」に基づき、必要となる機能を確保するとともに、景観に配慮しながら地域特性に応じた整備を進めていきます。

JR 東海道本線の鉄道駅である静岡駅、清水駅、東静岡駅、草薙駅、安倍川駅、用宗駅、興津駅、由比駅、蒲原駅、新蒲原駅の駅周辺地区では、まち歩きの際の休息・憩いの場として公園や広場の整備・維持管理を推進し、人々が集まる景観の創出に努めます。

駿府城公園は、歴史文化を感じさせる公園や桜の名所として整備を進めており、市内各所においても、自然景観や歴史景観を活かした、特色のある公園・緑地の整備に努めます。

2. 公共建築物の景観整備の進め方

公共建築物の建築に当たっては、「静岡市景観計画」及び「重点地区景観計画」に示された当該地区の景観形成方針及び基準への適合を図るとともに、民間建築物の手本となるよう、以下の点に十分に配慮します。

- ・ 地域の特性を把握し、周辺の景観との調和や遠く離れた場所からの見え方に配慮した配置、デザインとする。
- ・ 周辺の景観と調和する色彩とするとともに、地域の歴史、文化を踏まえた素材を活用する。
- ・ 敷地内及び建築物の壁面・屋上の積極的な緑地に努め、敷地面積の15%の緑化を目指す。
- ・ 構想や計画等の事業の早期段階から、市民の意見を聴く場を設けるとともに、専門家等の助言を受けながら、デザインの質の向上を図る。



3. 「景観重要公共施設*の整備に関する事項（景観法*第8条第2項第4号ロ）」について

1) 景観重要公共施設の指定に関する基本的な考え方

本計画区域内にある道路、河川、公園等の公共施設が景観形成に果たす影響は大きいいため、良好な景観形成に重要な道路、河川、公園等の公共施設についても民有地と同様に景観誘導を図る必要があります。

また、それらの良好な景観形成に重要な公共施設については、公共施設の管理者等との協議により、景観重要公共施設に指定し、地域の景観形成にふさわしい整備の水準として法第8条第2項第4号ロに基づく「景観重要公共施設の整備に関する事項」を定めます。

景観重要公共施設は、定めた「景観重要公共施設の整備に関する事項」に基づき、公共施設の管理者等と連携し、周辺の景観に配慮した整備を進めます。

2) 景観重要公共施設の指定候補の選定

上記の基本的な考え方を踏まえ、次の施設を景観重要公共施設の候補として選定します。

表 景観重要公共施設の候補例

施設の選定視点	候補となる施設名称
○本市の景観の骨格を形成する施設	○国道1号等の交通景観軸 ○歴史的景観軸 等
○重点地区内にある施設	○重点地区内の道路や公園、河川 等
○眺望景観の視点場となっている施設	○梶原山公園 等
○富士山などのシンボリックな資源・施設が見通せる施設	○県道三保駒越線（三保街道） 等
○景観形成上、重要な資源（地域景観資源等）の周辺にある施設	○地域景観資源の周辺の道路 等



富士山への見通しができる道路



宇津ノ谷地区内の旧東海道

*【用語の解説】 景観重要公共施設 → P用-1
景観法 → P用-1

3) 景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方

①整備に関する基本的な考え方

景観重要公共施設は、「景観重要公共施設の整備に関する事項」とともに、施設の整備状況に応じて、次に示す基本的な考え方に基づき整備します。

○既に整備が終了している施設

- ・現在の整備水準を維持することを基本とします。
- ・補修等に際しては、現在と同等の色彩やデザインとします。但し、本計画に定める色彩基準に適合しない場合は、地域の景観特性に合わせた適切な色彩へ変更します。
- ・眺望景観を楽しめる公園などでは、良好な眺望景観を確保するため、樹木の適切な維持管理などに配慮します。

○今後、整備が予定されている施設

- ・景観特性に応じ、地域の景観を引き立てるような色彩やデザインとします。
- ・施設の整備水準等に応じて、積極的な緑化に努めます。

○当面の間、整備の見込みがない施設

- ・景観阻害要素がある場合は、周辺と統一感のある色彩やデザインとなるよう部分的に改修するか除却するよう努めます。

②景観形成上、重要な景観資源*の周辺にある施設の整備

公共施設は、地域の景観形成の先導する役割を担うことから、施設管理者と協議により、次のような整備をします。

○地域資源を引き立てる環境色彩の採用

- ・交通安全施設や交通標識等を対象に、景観資源を引き立てる色彩への変更等を行います。

○景観阻害要素の除去等

- ・景観資源の周辺で阻害要素となっている占有物件等の除去や移設等を行います。

*【用語の解説】 景観資源 ➡ P用-1

4) 歴史的景観軸の形成における重要公共施設の考え方

景観重要公共施設の候補施設のうち、歴史的景観軸である旧東海道では、公共空間の整備と沿道の一体的なまち並み形成を行うことが必要です。そのため、次に示す考え方に基づき、今後、関係機関や地区の住民などとの協議を進めながら、景観形成を推進します。

①市民・行政の協働のための組織づくり

公共空間と沿道の建築物等の一体的なまち並み形成には、市民の意欲の高まりに応じて段階的に組織づくりを進めていくことが重要です。そのため、行政と沿道の住民などの連携のあり方や、事業化の方策等を市民や市民活動団体等と協力して検討していきます。

②公共空間の整備

公共空間については、歴史的景観軸にふさわしい高質な空間デザインの採用が重要です。また、道路の構造や舗装の仕上げのみならず、案内板や街灯等が一体的にデザインされ、まとまりのある空間を形成する必要があります。そのため、公共空間の整備にあたっては、景観重要公共施設の指定等により、整備方針等を担保した上で進めていくことを検討します。

③沿道のまち並みの規制誘導

沿道のまち並み形成に当たっては、適切な規制・誘導方策の導入や支援などが効果的であることから、景観計画重点地区や景観地区等の指定、助成制度等を検討します。

図 歴史的景観軸の整備方針イメージ

